

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年12月9日

【中間会計期間】 第69期中(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

【会社名】 株式会社日産フィナンシャルサービス

【英訳名】 NISSAN FINANCIAL SERVICES CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 内村直友

【本店の所在の場所】 千葉県美浜区中瀬二丁目6番地1

【電話番号】 043(388)4102(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部主管 山口巖

【最寄りの連絡場所】 千葉県美浜区中瀬二丁目6番地1

【電話番号】 043(388)4102(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部主管 山口巖

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第67期中	第68期中	第69期中	第67期	第68期
会計期間	自 平成26年 4月1日 至 平成26年 9月30日	自 平成27年 4月1日 至 平成27年 9月30日	自 平成28年 4月1日 至 平成28年 9月30日	自 平成26年 4月1日 至 平成27年 3月31日	自 平成27年 4月1日 至 平成28年 3月31日
営業収益 (百万円)	22,243	23,389	23,056	44,643	45,864
経常利益 (百万円)	12,790	13,962	15,148	24,250	25,787
中間(当期)純利益 (百万円)	8,314	9,279	10,405	15,325	16,808
持分法を適用した場合 の投資利益 (百万円)					
資本金 (百万円)	16,387	16,387	16,387	16,387	16,387
発行済株式総数 (株)	23,148,000	23,148,000	23,148,000	23,148,000	23,148,000
純資産額 (百万円)	93,055	109,347	127,274	100,065	116,871
総資産額 (百万円)	970,224	894,808	948,925	848,835	869,636
1株当たり純資産額 (円)	4,020.04	4,723.85	5,498.28	4,322.83	5,048.85
1株当たり中間 (当期)純利益金額 (円)	359.20	400.87	449.50	662.06	726.11
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益金額 (円)					
1株当たり配当額 (円)					
自己資本比率 (%)	9.6	12.2	13.4	11.8	13.4
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	106,239	17,310	58,981	43,913	38,772
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	19,976	17,658	16,236	45,670	32,657
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	40,967	35,201	75,221	91,889	6,132
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (百万円)	8,423	256	9	23	6
従業員数 (ほか、平均臨時雇用人員) (名)	674 (193)	667 (198)	671 (210)	660 (194)	652 (201)

(注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 当社は、中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

4 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5 従業員数は就業人員数を記載しております。

## 2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動については、「3 関係会社の状況」に記載しております。

## 3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 提出会社の状況

平成28年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
クレジット事業 リース事業 カーライフ事業 その他	671 (210)
合計	671 (210)

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は( )内に当中間会計期間の平均人員を外数で記載しております。

2 臨時従業員にはパートタイマー及び派遣社員を含んでおります。

3 当社では、各事業一体となり営業を行なっていることから、従業員数を一区分で表示しております。

### (2) 労働組合の状況

当社の従業員は日産フィナンシャルサービス労働組合に加入し、同組合は全日産・一般業種労働組合連合会に属しております。平成28年9月30日現在の組合員数は485名であり、労使関係は安定しております。現在、同組合と当社との関係において特記すべき事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当中間会計期間におけるわが国の経済は、政府による経済政策を背景に企業収益や雇用・所得環境の緩やかな回復傾向が続くものの、個人消費は弱含みの動きとなり、また、新興国経済をはじめとした世界経済の減速懸念など、先行き不透明な状況で推移しました。

国内新車販売の全体需要は、前年同期比1.0%減の2,306千台（軽自動車含む。以下「含軽」）となり、4年連続で前年同期比割れの水準となりました。新車登録車は、前年同期比4.0%増の1,546千台と2年連続で増加となった一方で、軽自動車においては、前年同期比9.8%減の759千台と3年連続で減少となりました。

こうした中、日産車の国内登録台数については、三菱自動車工業株式会社製車両の燃費認証値に関する問題公表を受けた「デイズ」及び「デイズルークス」の販売一時停止の影響もあり、前年同期比20.2%減の211千台（含軽）となりました。

このような環境下において、当社は、日産グループの総合金融・サービス会社として、国内自動車販売の支援及び連結収益に貢献することを使命とし、日産自動車株式会社及び日産系自動車販売会社と組織的な取組みの強化を図っております。その取組みの一環として、当社の強みである豊富な商品、全国をカバーする営業ネットワーク、そして効率的なバックオフィスを最大限に活用したバリューチェーンの更なる強化に努めてまいりました。

この結果、当中間会計期間における業績は、営業収益23,056百万円（前年同期比1.4%減）、営業利益15,136百万円（前年同期比8.9%増）、経常利益15,148百万円（前年同期比8.5%増）となりました。また、中間純利益は10,405百万円（前年同期比12.1%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

#### クレジット事業

日産自動車株式会社及び日産系自動車販売会社と一体となり、残価設定型クレジット「日産ビッグバリュークレジット」の利用を中心とした販売促進に努めてまいりました。その結果、クレジットのペネトレーション（利用率）実績は29.4%（含軽、前年同期比2.0%増）となり、取扱高は127,753百万円（前年同期比3.4%減）となりました。

#### （クレジットのペネトレーション）

	前中間会計期間	当中間会計期間
NAC分割日産新車取扱件数（含軽）	72.5千件	62.1千件
日産新車国内登録(届出)台数（含軽）	264.7千台	211.2千台
ペネトレーション（利用率）	27.4%	29.4%

(注) 1 「NAC分割日産新車取扱件数」とは、日産新車購入のために、当社が取り扱うクレジット商品の一つである分割払いのNAC（ニッサンオートクレジット）が利用された件数であります。

2 「NAC分割日産新車取扱件数」には軽自動車の取扱件数が、また、「日産新車国内登録(届出)台数」には軽自動車の届出台数が含まれております。

3 ペネトレーション（利用率）は以下により算出しております。

$$\text{ペネトレーション} = \frac{\text{NAC分割日産新車取扱件数（含軽）}}{\text{日産新車国内登録(届出)台数（含軽）}}$$

#### リース事業

日産自動車株式会社及び日産系自動車販売会社と一体となり、法人リース事業の維持、並びに小規模法人及び個人事業主向けのカーリース商品の拡販に努めてまいりましたが、取扱高は28,035百万円（前年同期比6.7%減）となりました。

#### カーライフ事業

日産自動車株式会社及び日産系自動車販売会社と一体となり、日産カードの新規会員の獲得及びその利用促進、また、日産カーライフ保険プランの新規及び継続契約の獲得、メンテプロパック及び延長保証商品の契約獲得を図りました。その結果、取扱高は79,847百万円（前年同期比0.6%減）となりました。

### (2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、当中間会計期間末には9百万円となりました。各キャッシュ・フローの増減状況と要因は以下のとおりであります。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは58,981百万円の資金減少（前年同期比41,671百万円の減少）となりました。主な資金減少要因は、売上債権の増加77,115百万円であります。一方、主な資金増加要因は、減価償却費13,354百万円であります。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは16,236百万円の資金減少（前年同期比1,421百万円の増加）となりました。主な資金減少要因は、賃貸資産の取得による支出21,910百万円であります。一方、主な資金増加要因は、賃貸資産の売却による収入5,737百万円であります。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは75,221百万円の資金増加（前年同期比40,019百万円の増加）となりました。

主な資金増加要因は、社債の発行による収入100,000百万円及び短期借入金の純増加73,221百万円であります。一方、主な資金減少要因は、長期借入金の返済による支出81,000百万円であります。

## (3) 特定金融会社等の開示に関する内閣府令に基づく営業貸付金の状況

「特定金融会社等の開示に関する内閣府令」(平成11年5月19日 大蔵省令第57号)に基づく、提出会社における営業貸付金の状況は次のとおりであります。

## 貸付金の種別残高内訳

平成28年9月30日現在

貸付種別		件数 (件)	構成割合 (%)	残高 (百万円)	構成割合 (%)	平均約定金利 (%)
消費者向	無担保 (住宅向を除く)	781	97.7	64	0.3	18.00
	有担保 (住宅向を除く)					
	住宅向					
	計	781	97.7	64	0.3	18.00
事業者向	計	18	2.3	20,367	99.7	1.74
合計		799	100.0	20,431	100.0	1.79

## 資金調達内訳

平成28年9月30日現在

借入先等	残高(百万円)	平均調達金利(%)
金融機関等からの借入	253,000	0.18
その他	457,849	0.14
うち社債、コマーシャル・ペーパー	368,000	0.15
合計	710,849	0.16
自己資本	139,561	
うち資本金、出資金	16,387	

(注) 1 上記残高には、営業貸付金以外に、個別信用購入あっせん資金及び貸貸資産購入資金に充当した資金調達額が含まれております。

2 自己資本は、資産の合計額より負債の合計額を控除し、引当金の合計額を加えた額を記載しております。

## 業種別貸付金残高内訳

平成28年9月30日現在

業種別	件数(件)	構成割合(%)	残高(百万円)	構成割合(%)
製造業				
建設業				
電気・ガス・熱供給・水道業				
運輸・通信業				
卸売・小売業、飲食店	14	1.8	2,217	10.9
金融・保険業	3	0.4	18,000	88.1
不動産業				
サービス業	1	0.1	149	0.7
個人	781	97.7	64	0.3
その他				
合計	799	100.0	20,431	100.0

## 担保別貸付金残高内訳

平成28年9月30日現在

受入担保の種類	残高(百万円)	構成割合(%)
有価証券		
うち株式		
債権		
うち預金		
商品		
不動産	149	0.7
財団		
その他		
計	149	0.7
保証	2,217	10.9
無担保	18,064	88.4
合計	20,431	100.0

## 期間別貸付金残高内訳

平成28年9月30日現在

期間別	件数(件)	構成割合(%)	残高(百万円)	構成割合(%)
1年以下	215	26.9	39	0.2
1年超 5年以下	584	73.1	20,391	99.8
5年超 10年以下				
10年超 15年以下				
15年超 20年以下				
20年超 25年以下				
25年超				
合計	799	100.0	20,431	100.0
1件当たり平均期間			1.8年	

(注) 期間は、約定期間によっております。

## (4) 債権流動化(オフバランス)の状況(参考情報)

債権流動化に伴いオフバランス会計処理を行なった債権残高及び資金調達額を含めた総資産額と有利子負債額は次のとおりであります。

## 総資産額

	平成28年3月31日現在 (百万円)	平成28年9月30日現在 (百万円)
総資産(オンバランス)	869,636	948,925
流動化対象債権(オフバランス)	171,712	175,690
合計	1,041,349	1,124,615

## 有利子負債額

	平成28年3月31日現在 (百万円)	平成28年9月30日現在 (百万円)
短期借入金	16,628	89,849
コマーシャル・ペーパー		18,000
長期借入金	314,000	253,000
社債	305,000	350,000
有利子負債(オンバランス)計	635,628	710,849
債権流動化に伴う支払債務 (オフバランス)	165,764	168,669
合計	801,392	879,519



## 2 【営業取引の状況】

当中間会計期間における取扱高及び営業収益をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

## (1) 取扱高

セグメントの名称	当中間会計期間 (自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月30日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
クレジット事業	127,753	96.6
リース事業	28,035	93.3
カーライフ事業	79,847	99.4
その他		
合計	235,636	92.9

(注) 1 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2 上記取扱高の主な内容は次のとおりであります。

クレジット事業 個別信用購入あっせんはクレジット対象額を計上しております。なお、在庫金融等は短期債権買取取引であり、取扱高が259,751百万円と多額になるため、上記取扱高に含めておりません。

リース事業 顧客との契約金額を計上しております。

カーライフ事業 包括信用購入あっせんの顧客の利用額、メンテプロバック手数料収入及び保険手数料収入等を計上しております。

その他 その他の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、海外融資事業等を含んでおります。

## (2) 営業収益

セグメントの名称	当中間会計期間 (自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月30日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
クレジット事業	11,891	98.0
リース事業	4,231	93.2
カーライフ事業	6,772	103.0
その他	162	119.1
合計	23,056	98.6

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

### 3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

### 4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 5 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結はありません。

### 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績の分析

当中間会計期間の概況につきましては、「第2[事業の状況] 1[業績等の概要] (1) 業績」に記載しております。

なお、経営成績の分析につきましては、下記のとおりであります。

#### 営業収益及び営業利益

営業収益は、クレジット事業の収益が246百万円減少、リース事業の収益が308百万円減少した一方、カーライフ事業の収益が195百万円増加した結果、前中間会計期間に比べ333百万円減少して、23,056百万円となりました。

販売費及び一般管理費は、前中間会計期間に比べ1,300百万円減少し、6,136百万円となりました。

金融費用は、前中間会計期間に比べ265百万円減少して、1,783百万円となりました。

以上の結果、営業利益は15,136百万円（前中間会計期間は営業利益13,902百万円）となりました。

#### 営業外損益及び経常利益

前中間会計期間に比べ、営業外収益が21百万円減少、営業外費用が26百万円増加した結果、営業外損益は11百万円の収益計上となりました。

この結果、経常利益は15,148百万円（前中間会計期間は経常利益13,962百万円）となりました。

#### 税引前中間純利益

税引前中間純利益は、15,148百万円（前中間会計期間は税引前中間純利益13,964百万円）となりました。

#### 中間純利益

中間純利益は、10,405百万円（前中間会計期間は9,279百万円）となりました。1株当たり中間純利益金額は、449円50銭（前中間会計期間は1株当たり中間純利益金額400円87銭）となりました。

(2) 財政状態の分析

当中間会計期間末の総資産は、前事業年度末比79,289百万円増加し、948,925百万円となりました。流動資産は同77,131百万円増加の807,431百万円、固定資産は同2,157百万円増加の141,494百万円となりました。

流動資産の主な増加要因は、売掛金の増加によるものであります。

固定資産の主な増加要因は、賃貸資産及び信託受益権の増加によるものであります。

当中間会計期間末の負債の合計は、前事業年度末比68,885百万円増加し、821,651百万円となりました。流動負債は同30百万円減少の297,300百万円、固定負債は同68,916百万円増加の524,350百万円となりました。

流動負債の主な減少要因は、短期借入金が増加した一方で、1年内返済予定の長期借入金及び1年内償還予定の社債が減少したことによるものであります。

固定負債の主な増加要因は、社債の増加によるものであります。

当中間会計期間末の純資産は、前事業年度末比10,403百万円増加し、127,274百万円となりました。また、自己資本比率は、前事業年度末と同水準の13.4%になりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

「第2 [事業の状況] 1 [業績等の概要] (2) キャッシュ・フローの状況」に記載しているとおりであります。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2 【設備の新設、除却等の計画】

前事業年度末において、計画中又は実施中の重要な設備の新設、除却等はありません。また、当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

## 1 【株式等の状況】

## (1) 【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	90,000,000
計	90,000,000

## 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成28年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年12月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	23,148,000	23,148,000	非上場・非登録	(注) 1、2
計	23,148,000	23,148,000		

(注) 1 単元株式数は100株であります。

2 株式の譲渡制限に関する規定は次のとおりであります。

当社の発行する全部の株式について、会社法第107条第1項1号に定める内容(いわゆる譲渡制限)を定めており、当該株式の譲渡または取得について取締役会の承認を要する旨を定款第9条において定めております。

## (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成28年9月30日		23,148,000		16,387		12,657

## (6) 【大株主の状況】

平成28年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日産自動車株式会社	横浜市神奈川区宝町2番地	23,148,000	100.0
計		23,148,000	100.0

## (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成28年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 23,148,000	231,480	
単元未満株式			
発行済株式総数	23,148,000		
総株主の議決権		231,480	

## 【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2 【株価の推移】

当社株式は、非上場のため該当事項はありません。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

## (1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役		長原 巨樹	平成28年11月30日

## (2) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性7名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

## 第5 【経理の状況】

### 1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)及び「特定金融会社等の会計の整理に関する内閣府令」(平成11年総理府・大蔵省令第32号)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

### 3 中間連結財務諸表について

「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)第5条第2項により、当社では子会社である日産プラザソル株式会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、中間連結財務諸表は作成しておりません。

## 1 【中間連結財務諸表等】

### (1) 【中間連結財務諸表】

該当事項はありません。

### (2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2 【中間財務諸表等】

## (1) 【中間財務諸表】

## 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	6	9
受取手形	5	3
売掛金	7,253	108,190
割賦売掛金	658,373	635,860
リース債権	456	448
リース投資資産	23,210	21,754
営業貸付金	21,589	20,282
たな卸資産	2,129	988
その他	28,062	29,975
貸倒引当金	10,786	10,081
流動資産合計	730,299	807,431
固定資産		
有形固定資産		
賃貸資産(純額)	110,549	111,745
その他(純額)	245	249
有形固定資産合計	110,795	111,995
無形固定資産		
投資その他の資産		
破産更生債権等	5 150	5 149
信託受益権	25,916	26,921
その他	2,569	2,523
貸倒引当金	957	882
投資その他の資産合計	27,678	28,711
固定資産合計	139,336	141,494
資産合計	869,636	948,925



(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	214	215
短期借入金	16,628	89,849
1年内返済予定の長期借入金	60,000	-
1年内償還予定の社債	105,000	80,000
コマーシャル・ペーパー	-	18,000
未払法人税等	1,458	4,963
預り金	48,685	49,339
賃貸資産処分損失引当金	2	4
利息返還損失引当金	2	2
その他	65,338	54,924
<b>流動負債合計</b>	<b>297,330</b>	<b>297,300</b>
<b>固定負債</b>		
社債	200,000	270,000
長期借入金	254,000	253,000
退職給付引当金	1,364	1,284
利息返還損失引当金	35	30
その他	34	35
<b>固定負債合計</b>	<b>455,434</b>	<b>524,350</b>
<b>負債合計</b>	<b>752,765</b>	<b>821,651</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	16,387	16,387
<b>資本剰余金</b>		
資本準備金	12,657	12,657
<b>資本剰余金合計</b>	<b>12,657</b>	<b>12,657</b>
<b>利益剰余金</b>		
利益準備金	493	493
<b>その他利益剰余金</b>		
別途積立金	1,700	1,700
繰越利益剰余金	85,620	96,025
<b>利益剰余金合計</b>	<b>87,813</b>	<b>98,218</b>
<b>株主資本合計</b>	<b>116,858</b>	<b>127,263</b>
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	12	10
<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>12</b>	<b>10</b>
<b>純資産合計</b>	<b>116,871</b>	<b>127,274</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>869,636</b>	<b>948,925</b>

## 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月30日)
営業収益		
個別信用購入あっせん収益	11,645	11,503
リース収益	1 3,612	1 3,548
貸付金利息	162	176
その他の営業収益	2 7,968	2 7,828
営業収益合計	23,389	23,056
営業費用		
販売費及び一般管理費	7,437	6,136
金融費用	4 2,048	4 1,783
営業費用合計	9,486	7,919
営業利益	13,902	15,136
営業外収益	68	46
営業外費用	8	34
経常利益	13,962	15,148
特別利益	2	0
特別損失	0	0
税引前中間純利益	13,964	15,148
法人税等	5 4,685	5 4,742
中間純利益	9,279	10,405

## 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	16,387	12,657	12,657	493	1,700	68,812	71,005
当中間期変動額							
中間純利益						9,279	9,279
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)							
当中間期変動額合計						9,279	9,279
当中間期末残高	16,387	12,657	12,657	493	1,700	78,091	80,285

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	100,050	14	14	100,065
当中間期変動額				
中間純利益	9,279			9,279
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)		3	3	3
当中間期変動額合計	9,279	3	3	9,282
当中間期末残高	109,330	17	17	109,347

当中間会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	繰越利益剰余金	
				別途積立金			
当期首残高	16,387	12,657	12,657	493	1,700	85,620	87,813
当中間期変動額							
中間純利益						10,405	10,405
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)							
当中間期変動額合計						10,405	10,405
当中間期末残高	16,387	12,657	12,657	493	1,700	96,025	98,218

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	116,858	12	12	116,871
当中間期変動額				
中間純利益	10,405			10,405
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)		1	1	1
当中間期変動額合計	10,405	1	1	10,403
当中間期末残高	127,263	10	10	127,274

## 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当中間会計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前中間純利益	13,964	15,148
減価償却費	12,960	13,354
退職給付引当金の増減額（は減少）	140	79
貸倒引当金の増減額（は減少）	306	779
賃貸資産処分損失引当金の増減額（は減少）	0	2
利息返還損失引当金の増減額（は減少）	1	5
受取利息及び受取配当金	2	-
金融費用	2,048	1,783
固定資産除売却損益（は益）	2	0
売上債権の増減額（は増加）	46,520	77,115
リース債権及びリース投資資産の増減額（は増加）	1,529	1,464
たな卸資産の増減額（は増加）	27	1,140
信託受益権の増減額（は増加）	1,638	1,005
仕入債務の増減額（は減少）	1	0
割賦利益繰延の増減額（は減少）	607	2,558
その他	2,198	1,802
小計	11,438	50,453
利息及び配当金の受取額	2	-
利息の支払額	921	680
法人税等の支払額	4,952	7,847
営業活動によるキャッシュ・フロー	17,310	58,981
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形（除く賃貸資産）・無形固定資産の売却による収入	96	0
有形（除く賃貸資産）・無形固定資産の取得による支出	63	97
賃貸資産の売却による収入	6,230	5,737
賃貸資産の取得による支出	23,936	21,910
その他	14	33
投資活動によるキャッシュ・フロー	17,658	16,236
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（は減少）	697	73,221
コマーシャル・ペーパーの純増減額（は減少）	5,000	18,000
長期借入れによる収入	81,000	20,000
長期借入金の返済による支出	70,100	81,000
社債の発行による収入	70,000	100,000
社債の償還による支出	40,000	55,000
リース債務の返済による支出	0	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	35,201	75,221
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	232	2
現金及び現金同等物の期首残高	23	6
現金及び現金同等物の中間期末残高	256	9

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引については、時価法によっております。

3 たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び貯蔵品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

賃貸資産

リース期間を償却年数とし、リース期間満了時の処分見積価額を残存価額とする定額法（リース期間定額法）によっております。

その他の有形固定資産（賃貸資産及びリース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

5 繰延資産の処理方法

社債発行費については、支出時に全額費用として処理しております。

## 6 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数により、翌事業年度から費用処理しております。

### (3) 賃貸資産処分損失引当金

賃貸資産における行方不明車両の処分損失に備えるため、中間決算日までに把握されている行方不明車両の処分損失見込額を計上しております。

### (4) 利息返還損失引当金

将来の利息返還の損失に備えるため、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。

## 7 収益の計上基準

主な収益の計上基準は次のとおりであります。

### (1) 個別信用購入あっせん収益

残債方式又は7・8分法による回収期日到来基準で計上しております。

### (2) ファイナンス・リース

リース料受取時に売上高と売上原価を計上しております。

## 8 ヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、特例処理によっております。

また、為替予約等の振当処理の要件を満たすものについては、振当処理によっております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	借入金利息
為替予約等	外貨建の貸付金・借入金

### (3) ヘッジ方針

金利変動リスク及び為替変動リスクをヘッジする目的で行なっております。

### (4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ

特例処理の要件を充足することをもって有効性の判定を行なっております。

為替予約等

為替予約等の締結時に当社のリスク管理方針に従って、外貨建の貸付金・借入金と同一通貨建による同一金額で同一期日の為替予約等を振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので中間決算日における有効性の評価を省略しております。

9 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許資金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

10 その他中間財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

なお、資産に係わる控除対象外消費税等は、「投資その他の資産」の「その他」に計上し5年間で均等償却しております。

また、仮受消費税等と仮払消費税等を相殺し、流動負債「その他」に含めて表示しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当中間会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当中間会計期間の中間財務諸表に与える影響額は軽微であります。



(中間貸借対照表関係)

## 1 減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
減価償却累計額	118,041百万円	118,585百万円

## 2 偶発債務

保証債務は、次のとおりであります。

被保証者	債務の内容	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
日産系販売会社従業員	住宅ローン	255百万円	229百万円
従業員	住宅ローン等	8百万円	7百万円
日産自動車(株)従業員	カードローン	0百万円	0百万円
計		264百万円	237百万円

## 3 当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
当座貸越限度額及び貸出コミットメントの総額	453百万円	341百万円
貸出実行残高	79百万円	53百万円
差引額	373百万円	288百万円

なお、上記当座貸越契約及び貸出コミットメント契約においては、借入人の資金用途、信用状態等に関する審査を貸出の条件としているものが含まれているため(当中間会計期間末の未実行残高288百万円)、必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。

## 4 不良債権の状況

「特定金融会社等の会計の整理に関する内閣府令」（平成11年5月19日 総理府・大蔵省令第32号）第9条の分類に基づく、不良債権の状況は以下のとおりであります。

なお、「流動資産」の「営業貸付金」のほかに「投資その他の資産」の「破産更生債権等」に計上されている不良債権を含んでおります。

## (1) 破綻先債権

前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
150百万円	149百万円

破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由が生じているものであります。

## (2) 延滞債権

前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金のうち、破綻先債権及び当該債権の回収促進を目的として利息の支払を猶予したものの以外のものであります。

## (3) 3ヶ月以上延滞債権

前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)

3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸付金のうち、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

## (4) 貸出条件緩和債権

前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)

貸出条件緩和債権とは、当該債権の回収促進を目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行なった貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。

## 5 財務諸表等規則第32条第1項第10号に規定する債権であります。

## (中間損益計算書関係)

## 1 リース収益の内訳は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
リース売上高	30,165百万円	29,863百万円
リース売上原価	26,553百万円	26,315百万円

## 2 その他の営業収益の内訳は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
その他の売上高	18,493百万円	18,620百万円
その他の売上原価	10,525百万円	10,792百万円

なお、通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額（前事業年度に計上した簿価切下額の戻し入れ額を相殺した額）7百万円（前中間会計期間13百万円）は、その他の売上原価に含めて計上しております。

## 3 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
有形固定資産	12,868百万円	13,266百万円
無形固定資産	92百万円	87百万円

## 4 金融費用のうち主なもの

	前中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
支払利息	394百万円	284百万円
社債利息	532百万円	342百万円
支払手数料	1,121百万円	1,155百万円

## 5 税金費用の計算

中間会計期間における税金費用につきましては、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(千株)	23,148	-	-	23,148

## 2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(千株)	23,148	-	-	23,148

## 2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
現金及び預金	256百万円	9百万円
現金及び現金同等物	256百万円	9百万円

## (リース取引関係)

## (借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)

## (1) リース資産の内容

有形固定資産

工具、器具及び備品等

## (2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## (貸主側)

## 1 ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)

## (1) リース投資資産の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
リース料債権部分の金額	22,765百万円	21,247百万円
見積残存価額部分の金額	1,796百万円	1,717百万円
受取利息相当額	1,351百万円	1,211百万円
リース投資資産	23,210百万円	21,754百万円

## (2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収予定額

## リース債権

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
1年以内	129百万円	139百万円
1年超2年以内	129百万円	139百万円
2年超3年以内	103百万円	76百万円
3年超4年以内	55百万円	62百万円
4年超5年以内	46百万円	49百万円
5年超	61百万円	41百万円

## リース投資資産

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
1年以内	8,676百万円	8,131百万円
1年超2年以内	5,986百万円	5,463百万円
2年超3年以内	4,016百万円	3,760百万円
3年超4年以内	2,425百万円	2,360百万円
4年超5年以内	1,167百万円	1,127百万円
5年超	491百万円	404百万円

## 2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
1年以内	37,444百万円	37,909百万円
1年超	58,326百万円	58,760百万円
合計	95,771百万円	96,669百万円

(金融商品関係)

## 1 金融商品の時価に関する事項

中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

前事業年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 売掛金	7,253		
貸倒引当金(1)	47		
	7,205	7,205	
(2) 割賦売掛金	658,373		
割賦利益繰延等(2)	42,200		
貸倒引当金(1)	10,678		
	605,494	607,357	1,862
(3) リース債権	456		
貸倒引当金(1)	0		
	455	479	23
(4) リース投資資産(3)	21,413		
貸倒引当金(1)	48		
	21,364	22,124	759
(5) 営業貸付金	21,589		
貸倒引当金(1)	2		
	21,586	21,882	295
(6) 投資有価証券(4)	56	56	
(7) 短期借入金	16,628	16,628	
(9) 社債(5)	305,000	305,516	516
(10) 長期借入金(5)	314,000	314,087	87

(1) 売掛金、割賦売掛金、リース債権、リース投資資産及び営業貸付金は、それぞれに対応する貸倒引当金を控除しております。

(2) 割賦売掛金に係る割賦利益繰延等を控除しております。

(3) リース投資資産の貸借対照表計上額は、リース車両、リース物件の見積残存価額を控除しております。

(4) 投資有価証券の貸借対照表計上額は、投資その他の資産におけるその他に含まれております。

(5) 社債及び長期借入金には、流動負債における1年内償還予定の社債、1年内返済予定の長期借入金をそれぞれ含んでおります。

当中間会計期間(平成28年9月30日)

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 売掛金	108,190		
貸倒引当金(1)	41		
	108,149	108,149	
(2) 割賦売掛金	635,860		
割賦利益繰延等(2)	38,628		
貸倒引当金(1)	9,984		
	587,246	587,658	411
(3) リース債権	448		
貸倒引当金(1)	0		
	447	470	22
(4) リース投資資産(3)	20,036		
貸倒引当金(1)	45		
	19,990	20,713	722
(5) 営業貸付金	20,282		
貸倒引当金(1)	1		
	20,280	20,662	382
(6) 投資有価証券(4)	45	45	
(7) 短期借入金	89,849	89,849	
(8) コマーシャル・ペーパー	18,000	18,000	
(9) 社債(5)	350,000	350,617	617
(10) 長期借入金(5)	253,000	253,453	453

(1) 売掛金、割賦売掛金、リース債権、リース投資資産及び営業貸付金は、それぞれに対応する貸倒引当金を控除しております。

(2) 割賦売掛金に係る割賦利益繰延等を控除しております。

(3) リース投資資産の中間貸借対照表計上額は、リース車両、リース物件の見積残存価額を控除しております。

(4) 投資有価証券の中間貸借対照表計上額は、投資その他の資産におけるその他に含まれております。

(5) 社債及び長期借入金には、流動負債における1年内償還予定の社債、1年内返済予定の長期借入金をそれぞれ含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 売掛金

売掛金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 割賦売掛金

割賦売掛金についての時価の算定は、債権の回収期間ごとに区分した将来キャッシュ・フローを満期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、貸倒懸念債権については、回収可能性を勘案し貸倒見積額を算定しているため、時価は中間決算日(決算日)における中間貸借対照表価額(貸借対照表価額)から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(3) リース債権、(4) リース投資資産

リース債権、リース投資資産の時価の算定は、債権の回収期間ごとに区分した将来キャッシュ・フローを満期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、貸倒懸念債権については、回収可能性を勘案し貸倒見積額を算定しているため、時価は中間決算日(決算日)における中間貸借対照表価額(貸借対照表価額)から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(5) 営業貸付金

営業貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。一方、固定金利によるものは、債権の回収期間ごとに区分した将来キャッシュ・フローを満期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 投資有価証券

時価は取引所の価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、注記事項「有価証券関係」に記載しております。

(7) 短期借入金、(8) コマーシャル・ペーパー

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

(10) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(11) デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)

(単位:百万円)

区分	平成28年3月31日	平成28年9月30日
投資有価証券のうち非上場株式(1)	40	40
非上場株式である関係会社株式(2)	90	90

- (1) 市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることが出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(6)投資有価証券」には含めておりません。
- (2) 市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることが出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価注記の対象としておりません。



## (有価証券関係)

前事業年度(平成28年3月31日)

## 1 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額90百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 2 その他有価証券

(単位:百万円)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	49	26	22
小計	49	26	22
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	47	52	5
小計	47	52	5
合計	96	79	17

(注) 当事業年度において減損処理は行なっておりません。

当中間会計期間(平成28年9月30日)

## 1 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式(中間貸借対照表計上額90百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 2 その他有価証券

(単位:百万円)

区分	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	41	27	14
小計	41	27	14
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	44	52	8
小計	44	52	8
合計	86	79	6

(注) 当中間会計期間において、有価証券について8百万円(その他有価証券の株式8百万円)減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1)金利関連

前事業年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価
金利スワップの 特例処理	スワップ取引 受取変動・支払固定	長期借入金	122,400	77,700	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当中間会計期間(平成28年9月30日)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価
金利スワップの 特例処理	スワップ取引 受取変動・支払固定	長期借入金	77,700	77,700	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(2)通貨関連

前事業年度(平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(平成28年9月30日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

関連会社がないため、該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(平成28年3月31日)

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

当中間会計期間(平成28年9月30日)

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

## 1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行なう対象となっているものであります。

当社は、金融・サービスを提供するために、商品別の事業部を置き、取り扱う商品・サービスについて、包括的な商品戦略を立案し事業活動を展開しております。

したがって、当社は事業部を基礎としたセグメントから構成されており、「クレジット事業」、「リース事業」及び「カーライフ事業」の3つを報告セグメントとしております。

「クレジット事業」は、顧客向けの個別信用購入あっせん業務及び在庫金融業務を行なっております。

「リース事業」は、車両、器具備品及び機械装置等の賃貸業務を行なっております。

「カーライフ事業」は、包括信用購入あっせん業務、メンテプロパック業務及びカーライフ保険業務等を行なっております。

## 2 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

## 3 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

(1) 前中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他(注)	中間財務諸表 計上額
	クレジット 事業	リース 事業	カーライフ 事業	計		
営業収益						
外部顧客への営業収益	12,137	4,539	6,577	23,253	136	23,389
セグメント間の内部 営業収益又は振替高						
計	12,137	4,539	6,577	23,253	136	23,389
セグメント利益	7,280	2,025	4,484	13,789	113	13,902
セグメント資産	696,660	153,928	26,069	876,657	18,151	894,808
その他の項目						
減価償却費	50	12,881	29	12,960		12,960
支払利息	700	178	34	912	14	926
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	17	23,068	12	23,097		23,097

(注) その他の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、海外融資事業等を含んでおります。

(2) 当中間会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他(注)	中間財務諸表 計上額
	クレジット 事業	リース 事業	カーライフ 事業	計		
営業収益						
外部顧客への営業収益	11,891	4,231	6,772	22,894	162	23,056
セグメント間の内部 営業収益又は振替高						
計	11,891	4,231	6,772	22,894	162	23,056
セグメント利益	8,441	1,788	4,778	15,007	129	15,136
セグメント資産	748,867	155,620	26,074	930,561	18,364	948,925
その他の項目						
減価償却費	49	13,279	26	13,354		13,354
支払利息	458	129	23	610	17	627
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	19	20,217	10	20,246		20,246

(注) その他の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、海外融資事業等を含んでおります。

## 【関連情報】

前中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

## 1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

## 2 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当中間会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
(1) 1株当たり純資産額	5,048円85銭	5,498円28銭
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(百万円)	116,871	127,274
普通株式に係る中間期末(期末)純資産額(百万円)	116,871	127,274
普通株式の発行済株式数(千株)	23,148	23,148
普通株式の自己株式数(千株)		
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末(期末)の普通株式の数(千株)	23,148	23,148

項目	前中間会計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当中間会計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
(2) 1株当たり中間純利益金額	400円87銭	449円50銭
(算定上の基礎)		
中間純利益金額(百万円)	9,279	10,405
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る中間純利益金額(百万円)	9,279	10,405
普通株式の期中平均株式数(千株)	23,148	23,148

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## (2) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 発行登録書(普通社債) 及びその添付書類		平成28年6月10日 関東財務局長に提出
(2) 訂正発行登録書(普通社債)		平成28年6月24日 関東財務局長に提出
(3) 有価証券報告書及び その添付書類	事業年度 自 平成27年4月1日 (第68期) 至 平成28年3月31日	平成28年6月28日 関東財務局長に提出
(4) 発行登録追補書類(普通社債) 及びその添付書類		平成28年7月7日 関東財務局長に提出
(5) 訂正発行登録書(普通社債)		平成28年7月29日 関東財務局長に提出
(6) 発行登録追補書類(普通社債) 及びその添付書類		平成28年10月7日 関東財務局長に提出
(7) 訂正発行登録書(普通社債)		平成28年11月9日 関東財務局長に提出
(8) 訂正発行登録書(普通社債)		平成28年11月24日 関東財務局長に提出

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

### 第1 【保証会社情報】

該当事項はありません。



## 第2 【保証会社以外の会社の情報】

## 1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当社の第20回から第39回までの無担保社債（社債間限定同順位特約付）は、日産自動車株式会社及び当社間の2003年6月24日付けキープウェル・アグリーメント上の利益を享受しているため、当該会社の情報の開示を行います。

<対象となっている社債>

有価証券の名称	発行年月日	発行価額の総額	平成28年9月30日現在
			上場金融商品取引所 又は登録認可金融 商品取引業協会名
株式会社日産フィナンシャルサービス 第20回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	平成24年4月27日	10,000百万円	非上場・非登録
株式会社日産フィナンシャルサービス 第24回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	平成25年7月19日	10,000百万円	非上場・非登録
株式会社日産フィナンシャルサービス 第25回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	平成25年12月6日	40,000百万円	非上場・非登録
株式会社日産フィナンシャルサービス 第26回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	平成25年12月6日	10,000百万円	非上場・非登録
株式会社日産フィナンシャルサービス 第27回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	平成26年7月18日	30,000百万円	非上場・非登録
株式会社日産フィナンシャルサービス 第28回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	平成26年7月18日	15,000百万円	非上場・非登録
株式会社日産フィナンシャルサービス 第29回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	平成26年12月5日	15,000百万円	非上場・非登録
株式会社日産フィナンシャルサービス 第30回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	平成26年12月5日	10,000百万円	非上場・非登録
株式会社日産フィナンシャルサービス 第31回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	平成26年12月5日	10,000百万円	非上場・非登録
株式会社日産フィナンシャルサービス 第32回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	平成27年4月23日	20,000百万円	非上場・非登録
株式会社日産フィナンシャルサービス 第33回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	平成27年4月23日	10,000百万円	非上場・非登録
株式会社日産フィナンシャルサービス 第34回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	平成27年7月17日	30,000百万円	非上場・非登録
株式会社日産フィナンシャルサービス 第35回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	平成27年7月17日	10,000百万円	非上場・非登録
株式会社日産フィナンシャルサービス 第36回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	平成27年12月4日	20,000百万円	非上場・非登録
株式会社日産フィナンシャルサービス 第37回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	平成27年12月4日	10,000百万円	非上場・非登録
株式会社日産フィナンシャルサービス 第38回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	平成28年7月14日	75,000百万円	非上場・非登録

有価証券の名称	発行年月日	発行価額の総額	上場金融商品取引所 又は登録認可金融 商品取引業協会名
株式会社日産フィナンシャルサービス 第39回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	平成28年7月14日	25,000百万円	非上場・非登録

なお、キープウェル・アグリーメントの原文（英文）及び日本語訳文（和訳文）は以下のとおりであります。

## KEEPWELL AGREEMENT

This Agreement, made as of June 24, 2003, between Nissan Motor Co., Ltd. ( "NISSAN" ) and Nissan Financial Services Co., Ltd. ( "NFS" ).

WITNESSETH:

WHEREAS, NISSAN owns, directly or indirectly, all of the issued and outstanding stock of NFS;

WHEREAS, NFS has incurred, and intends from time to time to incur, with the authorization of its Board of Directors, indebtedness for borrowed money through the issuance of debt obligations and borrowings from financial institutions, and has entered into and intends to enter into certain foreign exchange, swap and other derivative transactions either related to, or entered into independently of, such issuance and borrowings, whereby NFS will incur certain obligations to the counterparties thereto (such debt obligations, borrowings, foreign exchange, swap and derivative obligations shall be collectively referred to as "Debt" ); and

WHEREAS, this Agreement constitutes valid and binding obligations of NISSAN and NFS on the terms hereof, and reflects NISSAN 's intention to provide support as described herein to NFS.

NOW, THEREFORE, in consideration of the foregoing and subject to the terms and conditions herein contained, the parties hereto agree as follows:

1. *Stock Ownership of NFS.* At all times during the term of this Agreement, NISSAN shall own and hold, directly or through one or more wholly-owned subsidiaries, the entire legal title to and beneficial interest in all the outstanding shares of stock of NFS having the right to vote for election of the members of the Board of Directors of NFS, and shall not pledge, directly or indirectly, or in any way encumber or otherwise dispose of any such shares of stock of NFS nor permit its subsidiaries to do so.
2. *Maintenance of Net Worth.* At all times during the term of this Agreement, NISSAN agrees that it shall cause NFS to have a consolidated tangible net worth, as determined in accordance with accounting principles generally accepted in Japan and as shown in the most recently available audited financial statements of NFS, of at least JPY 1.
3. *Maintenance of Liquidity.* At all times, while any Debt is outstanding, NISSAN will cause NFS to maintain sufficient liquidity to punctually meet its payment obligations under any such Debt in accordance with its terms, or, where necessary, NISSAN will make available to or arrange for NFS sufficient funds to enable NFS to meet such obligations in full as and when they fall due.
4. *Waiver.* NISSAN hereby waives any failure or delay on the part of NFS in asserting or enforcing any of its rights or in making any claims or demands hereunder.
5. *Not a Guarantee.* This Agreement is not, and nothing herein contained and nothing done pursuant hereto by NISSAN shall be deemed to constitute, a guarantee by NISSAN of the payment of any Debt or other obligation, indebtedness or liability of any kind or character whatsoever of NFS.

6. *Modification, Amendment and Termination.* This Agreement may be modified, amended or terminated only by the written agreement of the parties hereto, with a copy of the contents thereof sent to each rating agency that has issued any rating in accordance with the request by NISSAN or NFS in respect of NFS or any of its Debt (the "Rating Agency"); provided, however, that so long as any Debt shall be outstanding, it shall not be modified, amended or terminated in any manner adverse to the interests of the creditors of such Debt.
7. *Term.* Subject to the provisions of Paragraph 6 hereof, this Agreement may be terminated by either party hereto upon giving to the other party 30 days' prior written notice, with a copy thereof to each Rating Agency.
8. *Successors.* This Agreement herein set forth shall be mutually binding upon and inure to the mutual benefit of NISSAN and NFS and their respective successors.
9. *Enforceability.* All creditors of Debt incurred or assumed by NFS during the term of this Agreement shall be intended third party beneficiaries of this Agreement; provided that, the third-party beneficiary right of any such creditor shall be limited to (i) the right to demand that NFS enforce NFS's rights under paragraphs 1, 2, and 3 of this Agreement and (ii) the right to proceed against NISSAN to enforce NFS's rights under paragraphs 1, 2, and 3 of this Agreement if NFS fails or refuses to take timely action to enforce NFS's right under this Agreement following demand for such enforcement by such creditor.
10. *Language, Governing Law and Jurisdiction.* This Agreement shall be executed in the English language, and shall be governed by and construed in accordance with the laws of Japan. NISSAN and NFS hereby submit to exclusive jurisdiction of the Tokyo District Court in relation to any legal action or proceedings arising out of this Agreement. NFS hereby expressly waives any objection against its submission to such jurisdiction.

IN WITNESS WHEREOF, the parties hereto have caused this Agreement to be executed and delivered by their respective duly authorized officers as of the day and year first above written.

NISSAN MOTOR CO., LTD.

By: \_\_\_\_\_

Akira Sato

Title: VP, Finance

NISSAN FINANCIAL SERVICES CO., LTD.

By: \_\_\_\_\_

Minoru Nakamura

Title: President

[和訳文]

## キープウェル契約

本契約は、日産自動車株式会社（以下、「日産」という。）と株式会社日産フィナンシャルサービス（以下、「N F S」という。）との間で、2003年6月24日付けで締結された。

（前文）

日産は、直接的又は間接的に、N F Sの発行済み株式の全部を所有している。

N F Sは、取締役会の承認に基づき、債務証券の発行及び金融機関からの借入れによる金銭債務を負担しており、また今後も随時負担する予定であり、また、かかる発行及び借入れに関連してあるいはこれとは独立に、N F Sがそのカウンターパーティーに債務を負担することとなる外国為替取引、スワップ取引その他のデリバティブ取引を行っており、また今後も行う予定である（かかる債務証券発行による債務、借入れ並びに外国為替取引、スワップ取引及びその他のデリバティブ取引による債務を、以下、「本件債務」と総称する。）。

本契約は、その条項に基づき日産及びN F Sの有効かつ拘束力ある債務を構成し、N F Sに対して本契約に規定する支援を提供するという日産の意図を反映している。

本契約の条項に従うことを条件として、本契約当事者は以下の通り合意した。

### 第1条 （N F Sの株式所有）

本契約の期間中、日産は、直接又は一若しくは複数の全額出資子会社を通じて、N F Sの取締役を選任する権利をもった議決権を有するN F Sの発行済み株式の法的所有権及び実質的所有権の全部を所有するものとし、直接若しくは間接にそのいかなる一部についても質権設定、担保提供、又はその他いかなる方法によっても処分せず、その子会社にもさせないものとする。

### 第2条 （純資産の維持）

本契約の期間中、日本の一般会計原則に基づき決定され、N F Sの直近の入手可能な監査済み財務諸表に表示される連結有形純資産を少なくとも1円以上、日産はN F Sに保有せしめることに日産は同意する。

### 第3条 （流動性の維持）

本件債務が存在する限り、日産は、N F Sに本件債務の要項に基づく支払義務を期限に従い履行するため十分な流動性を維持させ、必要な場合には、N F Sが本件債務の期限到来時に支払義務を完全に履行できるよう、N F Sが十分な資金を利用できる様にし又はN F Sがこれを利用できるよう手配を行うものとする。

### 第4条 （放棄）

N F Sが、本契約に基づくN F Sの権利の主張、執行を行わず又はこれを遅滞し、あるいは本契約に基づく請求を行わず又はこれを遅滞した場合でも、日産はこれによる免責を一切主張しないものとする。

### 第5条 （非保証）

N F Sの本件債務又はその他いかなる種類若しくは性質の債務の支払いについても、本契約は日産による保証ではなく、本契約のいかなる一部又は本契約に基づく日産のいかなる行為も、日産による保証を構成するとみなしてはならないものとする。

第6条 (修正及び終了)

本契約は、当事者の書面による合意(合意内容の写しを、日産又はN F Sの依頼により、N F S又は本件債務に関して格付を付与している各格付機関(以下、「当該格付機関」という。)に供するものとする)によってのみ修正又は終了することができるものとする。但し、本件債務が残存している限り、本契約は当該債務の債権者の利益を損なういかなる態様でも修正又は終了することはできないものとする。

第7条 (契約期間)

本契約第6条の規定に従うことを条件として、本契約は一方当事者が他方当事者に対して30日前に書面により通知する(写しを各当該格付機関に供するものとする。)ことにより終了することができる。

第8条 (本契約の承継人)

本契約は、日産及びN F S並びにその各承継人について、相互に拘束力を有し、相互の利益のために効力を有するものとする。

第9条 (執行可能性)

本契約の期間中N F Sが負担し又は引受けた本件債務の債権者は、第三者として本契約による利益を享受するものとする。但し、当該債権者の第三受益者としての権利は、(i)本契約第1条、第2条及び第3条に基づきN F Sが日産に対して権利行使するようN F Sに請求する権利、並びに(ii)当該債権者がN F Sに請求したにもかかわらずN F Sが適時に権利行使を行わないかこれを拒絶した場合に、日産に対して本契約第1条、第2条及び第3条に基づく義務を履行するよう訴求する権利に限定されるものとする。

第10条 (契約言語、準拠法及び裁判管轄権)

本契約書は、英語を正文として締結され、日本法に準拠しこれに従って解釈されるものとする。日産及びN F Sは、本契約に関する法的手続きにつき東京地方裁判所の専属管轄に服するものとし、N F Sは、かかる管轄に対し、本契約書をもって全ての異議を明示的に放棄する。

本契約当事者は上記の通り合意し、適式に授権された各代表者により頭書日付をもって本契約を締結する。

日産自動車株式会社

署名者: \_\_\_\_\_

佐藤 明  
V P 財務部

株式会社日産フィナンシャルサービス

署名者: \_\_\_\_\_

中村 稔  
社長

## 2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

### (1) 【当該会社が提出した書類】

#### 【四半期報告書】

第118期第2四半期（自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日）平成28年11月9日関東財務局長に提出。

#### 【臨時報告書】

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書  
平成28年11月24日関東財務局長に提出

#### 【訂正報告書】

該当事項はありません。

### (2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

日産自動車株式会社 本店  
（横浜市神奈川区宝町2番地）  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

### 第3 【指数等の情報】

該当事項はありません。



## 独立監査人の中間監査報告書

平成28年12月9日

株式会社日産フィナンシャルサービス  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 室 橋 陽 二

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山 本 正 男

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日産フィナンシャルサービスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第69期事業年度の中間会計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社日産フィナンシャルサービスの平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。